資料提供先 福山市政記者クラブ



令和6年2月13日



ルールを守って道路を守る!!

−般国道2号で特殊車両の指導取締(第12回)を実施します ~

福山河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、広島県警察本部と協 力し、特殊車両の指導取締を継続的に実施しています。

つきましては、適正な道路管理及び走行車両の安全確保のため、違反車両の撲滅を目指 し、今年度12回目の指導取締を実施しますのでお知らせします。

令和6年2月15日(木)9:00~11:00 〇実 施 日 時 :

(予備日時 令和6年2月20日(火)9:00~11:00)

※雨天等により指導取締実施を中止又は日時を変更する場合があります。 つきましては、以下「〇留意事項」のとおり事前確認をお願い致します。

一般国道2号 大門取締基地(下り) 〇実 施 場 所

だい もん ちょう の の はま

福山市大門町野々浜地内:別紙-1参照

広島県警察本部 交通部 交通機動隊 〇協 力 機 関

〇指導取締内容 「特殊車両通行許可制度」又は「特殊車両通行確認制度」を遵守し

> 適正な走行をして頂くことを目的として、「特殊車両通行許可証」 又は「回答書」※の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反が

確認された場合には警告等の指導を行います。

※「特殊車両通行確認制度」において通行可能な経路として発行された「回答書」。

取締時のカメラ取材は可能です。なお、取材に関する報道の解禁は ○留意事項:

指導取締終了後以降とさせていただきます。

※指導取締の実施については、雨天等により中止又は日時変更することがございます。 取材される場合は、指導取締前日の13時から17時15分までに下記〈問い合わせ先〉

【担当】へ必ず確認をお願い致します。

【指導取締実施状況】 (別紙-2参照)





運転手への協力要請

◎「特殊車両通行許可制度」については別紙-3、「特殊車両通行確認制度」については別紙-4をご参照ください。

〈問い合わせ先〉

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

小田 嘉幸(おだ よしゆき) 副 所

【担当】道路管理課長 松浦 秀明(まつうら ひであき)

TEL: (084) 923-2553 (ダイヤルイン)

〇福山河川国道事務所ホームページ https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/

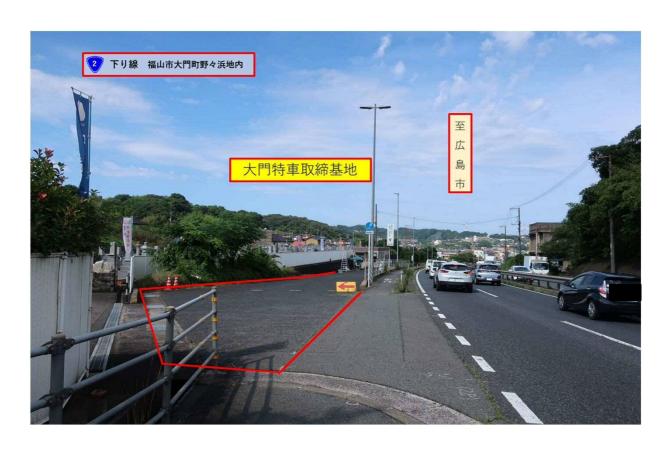
道路の異状を発見したら・・・ 道路緊急ダイヤル 緊急通報 #9910へ

- 実施日時: 令和6年2月15日(木)9:00~11:00(第12回) (予備日時: 令和6年2月20日(火)9:00~11:00)
- 場所:一般国道2号 大門取締基地(下り)福山市大門町野々浜地内



出典:国土地理院地図を基に 福山河川国道事務所作成

大門取締基地(下り)【写真】



<指導取締実施状況> 令和5年度取締状況(令和6年2月13日時点)

	田中女子 (二)米/-	中本相可	田立文文 /2 米/4	違反台数	違反內容		
	取締回数	実施場所	取締台数		無許可	許可違反	回答違反
上り	6回	国道2号 大門取締基地	21台	9台	4台	5台	0台
下り	5回	国道2号 大門取締基地	16台	5台	1台	4台	0 台
計	11回		37台	14台	5台	9台	0台









「特殊車両通行許可」申請と許可

- ●車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書十等)が申請できます。
- ●道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」 から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- ●複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の 場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所) で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を 行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請を お願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれ ば、24時間全国の窓口に申請することができ、申請書の提 出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませ んので大変便利です。



通行経路の道路データ (道路情報便覧DB)

【ポイント】

- > 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。 ※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- ▶許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。 ※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- ▶申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

トラック運送事業者の違反走行に









荷主の関与

詳しくは、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html) をご参照ください。

中国地方整備局(特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ)

I MANUAL TO THE PROPERTY OF TH			
機関	名	住所	電話番号
松江国道事務所	管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所	管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係サイト

特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html

全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit_go.jp/road/sinsei/index00000012.html



特殊車両に係る通行規制情報

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html

特殊車両通行ハンドブック

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei000000088.html



ホームページアドレス: https://www.cgr.mlit.go.jp 広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231

国土交通省 中国地方整備局

荷主・運送関係の皆様へ

特殊車両が走るには 許可が必要です!

特殊車両通行許可制度



特殊車両の通行による道路への影響



道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- ●道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- ●基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- ◆大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- ●しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (道路法 車両制限令)	(参考)自動車の保安上の基準 (道路運送車両法 保安基準)	(参考)交通安全上の基準 (道路交通法 施行令)
長さ	走行(連結・積載)状態 で12m(※) (トレーラ等連結車はほとん どがこれを <mark>超えます</mark>)	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタと トレーラは別扱いとなります。 (それぞれが12mまで)	規定なし ただし、 <mark>他の車両を牽引</mark> する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のはみ出しは 不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t(※) (一部道路では最大25t)		
軸重	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12 . 0m	12,0m	規定なし

どれか1つでも越える車両は、 「特殊車両通行許可」が必要になります。

(※)車種や道路種別により特例があります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は<mark>交通の危険を防止</mark>するため、道路との関係において必要とされ る車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものを いい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅 重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえ るものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認め るときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、 当該車両を通行させようとする者の<mark>申請に基づいて、</mark>通行経路、通行時間帯について、道 路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政 令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可すること

代表的な特殊車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、 軸距等は運搬する重量によって異なります。







トラッククレーン・



コンテナ用 セミトレーラ 自動車運搬用



フルトレーラ



セミトレーラ













超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、 それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。



軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して 軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を 蓄積させることになります。

超重量車両の通行が 道路にこれだけの影響を及ぼします THE A

誘導車の適切な配置をお願いします。

カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するため の誘導処置や橋梁などの構造物の保全などのために誘導車の配置条件を付 す場合があります。

誘導車の配置条件が付される場合

重量に 関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の後方に誘導車を配置します。
寸法に 関する場合	車両の寸法が大さいまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部 の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみだ さなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観 点から、後行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化し ましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。 [URL] http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_galdorain.pdf





誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は通行条件違反となります

①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、 法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります

■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。 データベースにアクセスして許可の有無等を判定。 判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

般制限値を超える車両の通行には特車通行許可の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金が科せられます(道路法第104条第1号)。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

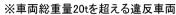
特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は即時告発を行います。



(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は 響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要 因となっている。



軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4.000台に相当



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇨現地取締りで違反を確認した場合は告発 **゙**レット゛カート゛`

告発対象者の条件

- ○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、 当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制 限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当す る総重量による)
 - ◆車両総重量が「基準×2」以上の車両 なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」
 - ○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

レッドカード条件:「総重量54t以上」 基準×2=54t 27t 27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)



- ※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)
- ※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、 通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認さ れた場合にあっては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金 等

新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行確認制度が最もます!



従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。



「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により 創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路*であれば、オンラインシステムで自動的に経路を検索して、即時に複数の通行可能経路が示されます。

※道路情報便覧の収録道路



車両の 登 録 ① 車両情報(自動車登録番号、空車時の車両諸元など)を登録



③ 重量記録の保存方法を登録



車両登録に係る手数料の支払い車両1台あたり

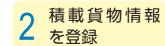
5,000円 (5年間有効)

※トレーラは手数料不要

経路の

トラクタ

1 登録車両から、 車両を選択



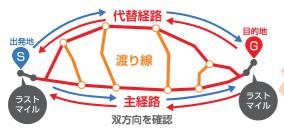


3 出発地及び目的地の情報を入力

2 地点

2地点双方向2経路検索

2地点間の主経路及び代替経路 (渡り線含む)(双方向)を同時に確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、 経路追加が可能。

通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの 2通りから選択できます。



即時

B 都道府県検索 新道府県内の主要道路

都道府県内の主要道路を すべて一括して検索・確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、 経路追加が可能。

通行可能な経路を回答(ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「A.2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり 600円

「B. 都道府県検索の場合」→ 確認 1 件あたり(1 都道府県あたり) 400円

電子データで**「回答書」の**交付(1年間有効)

通行

● 通行時

回答書の経路を通行可(回答書を携行(印刷または電子データ))

② 通行後

ETC2.0 を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認





利用にあたっての主な要件

- 検索が可能な経路は道路情報便覧の収録道路に限られます。⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両には ETC2.0 車載器の装着・登録が必要です。⇒通行経路の確認に利用します。
- 積載する貨物の重量に係る記録の1年間保存が必要です。⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。
 - ①積載する貨物の重量
 - ※重量を確認できる情報(重量換算が可能な貨物の内容と量)でも可。 例:石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、 型式が明らかな自動車○台など。
 - ②貨物の積卸の日時・場所の記載
 - ※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。 (総重量及び測定日時が記録されているもの。)





特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度		
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認		
対 象 道 路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)		
経路設定	申請者が 1 経路 [片方向] ごとに細かく指定 出発地 目的地	システムが自動的に複数経路[双方向]を検索 出発地 目的地 ※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に		
車両情報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録(一回のみ)		
対 象 車 両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両		
手 数 料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	 ①車両登録の手数料 1台あたり5,000円(5年間有効) ※トレーラは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合確認1件につき600円 ・都道府県検索の場合確認1件につき400円(都道府県あたり) ・追加経路検索の場合確認1件につき100円(10kmごと) 		
通行経路の 許可期間/ 有効期間	2年以内(超寸法・超重量は1年以内) ※優良事業者は最長4年以内	1年間		

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。 ※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター 【指定登録確認機関】

TEL: **0120-161-948** (電話受付時間: 年末年始・土日を除く、平日 9:00 ~ 17:30) URL: https://www.tks.hido.or.jp メール: hido-tks-info@tks.hido.or.jp

